


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を 改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例				
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨						
<p>東京都人事委員会勧告による給与制度の総合的見直しに関連し、東京都において、係長職（旧3級）と課長補佐職（旧4級）が統合され、課長代理職（新3級）となり、東京都の給料表が6級制から5級制となったことにより、昇格時号給対応表の改正を実施した。</p> <p>当市においては、東京都給料表に準拠していることから、昇格時の号給対応表についても改正をすることとしたい。</p>						
2) 改正内容						
<p>東大和市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則中、別表第6の1の項（行政職給料表（1）の昇格時号給対応表）を改正する。</p>						
3) 施行日等						
<p>平成27年4月1日から施行する。</p>						
4) 影響及び効果						
<p>東京都に準拠した対応となる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>平成26年10月 9日 東京都人事委員会の勧告</p> <p>平成27年 3月27日 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正（都） 文書課審査済</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>東京都の規則改正後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議付議する暇がないことから、持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。